

「ディスポーザ排水処理システム」の取扱いに関する要領

1 趣旨

福岡市下水道排水設備技術基準（以下「技術基準」という。）3 設計 8 付属装置
⑥ディスポーザの但し書きにおいて規定した、公益社団法人日本下水道協会が作成した「ディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）（ただし、機械処理タイプについては「ディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成16年3月）（以下「性能基準（案）」という。）に適合する評価を受けた「ディスポーザ排水処理システム等」（以下「システム」という。）の取扱いについての必要な事項を本要領に定めることにより、システムの適切な使用方法及び維持管理の確保等を図るものとする。

なお、性能基準（案）に適合する評価を受けていないシステム及び直接投入型ディスポーザの使用は従来どおり禁止する。

2 本要領の適用を受けるシステム

（1）性能基準（案）に従い公益社団法人日本下水道協会の規格適合評価及び製品認証を受けたもの。

（2）既に当該システムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置したもの。

3 用語の定義

「機器」とは、性能基準（案）に適合する評価を受けた、ディスポーザ（生ごみを粉碎する装置）と排水処理槽等（粉碎された生ごみを処理し、汚濁付加を低減する装置）から構成されるシステムをいう。

「義務者」とは、下水道法第10条1項の規定により排水設備を設置すべきもの、また、当該機器の維持管理に責任を負うべきものをいう。

「使用者」とは、当該機器を使用して下水を公共下水道に排除するもの、または所有者で構成する管理組合等をいい、最終的に当該機器の維持管理に責任を負うべきものをいう。

「メーカー」とは、当該機器について性能基準（案）に適合する評価を受けた者をいう。

「譲渡等」とは、第三者に譲渡または貸与することをいう。

4 取扱い

機器は、下水道法第10条第3項に適合する排水設備とする。

5 事務処理

（1）事前協議

当該機器を使用するにあたっては、主に適切な維持管理の確認のため、義務者は事前協議をしなければならない。

（2）計画の確認

① 義務者は、当該機器の新設等の際、福岡市下水道条例（以下「条例」という。）第6条、同施行規則第6条（排水設備新設等計画確認申請書（様式第1号））に基づき、計画について市長の確認を受けなければならない。

② 排水設備新設等確認申請書（以下「確認申請書」という。）には、条例施行規則第6条及び技術基準3 設計 3 設計図面の作成によるものの他に別紙-1のとおり資料を添付する必要がある。

（3）維持管理に関する指導

① 市長は、条例第6条に基づく計画の確認を行う場合には、義務者及び使用者に対し、次の事項の遵守を求める。

ア 当該機器について、市長が確認した計画に基づき、維持管理を適切に行うこと。

イ 当該機器の維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。

ウ 当該機器の維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。

エ その他市長の維持管理に関する指導に協力すること。

② 市長は、当該機器の維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、義務者及び使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求める。

③ 市長は、当該機器の適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合には、立入検査等の措置を講じる。

(4) 節水に関する指導

市長は水資源が有限であることを使用者に認識させ、常に水の有効利用及び節水に努めることを指導する。

(5) 義務者及び使用者の地位の承継

当該機器を既存のまま第3者に譲渡等を行った場合は、譲渡等を受けた義務者及び使用者が当該機器の適切な維持管理を行うことの地位を継承するものとする。その場合、市長は維持管理に関する地位を承継させた者から、別紙-1のとおり書面により確認を得るものとする。

6. メーカーの役割

(1) メーカーは、市長が行う維持管理に関する指導に協力しなければならない。

(2) メーカーは、当該機器の販売に当たっては、使用者に当該機器の維持管理については専門の維持管理業者等との契約が必要であること及び5(3)(4)(5)に協力する必要がある旨を教示し、使用者の了解を得なければならない。

(3) メーカーは、当該機器設置後の管理体制を把握するとともに、使用者等と共に適正な維持管理が行われるよう努めなければならない。

附 則

この要領は、平成11年 5月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年 7月 1日から実施する。

附 則

「別紙-1」並びに各様式を改正する。

この要領は、平成18年12月22日から実施する。

附 則

生物処理タイプの各様式、作成要領並びに「維持管理業務委託契約 確約書(例)」を改正する。

この要領は、平成26年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から実施する。

附 則

「別紙-1」並びに各様式を改正する。

この要領は、平成29年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、令和 2年10月 1日から実施する。

附 則

この要領は、令和 3年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、令和 6年 9月 1日から実施する。